

## 入札説明書

東海国立大学機構（東山）LYKEION 研究棟（仮称）新営その他工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年7月16日
2. 契約者等  
国立大学法人東海国立大学機構 機構長 松尾清一
3. ◎調達機関番号 415 ◎所在地番号 23  
○第1号
4. 品目分類番号 41
5. 担当部局  
〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町  
国立大学法人東海国立大学機構 施設統括部施設企画課施設契約係  
電話 052-789-5667・2118  
メールアドレス s-keiyaku※t.thers.ac.jp（※を@に変更すること。）
6. 工事概要等
  - (1) 工事名 東海国立大学機構（東山）LYKEION 研究棟（仮称）新営その他工事
  - (2) 工事場所 愛知県名古屋市千種区不老町 名古屋大学東山団地構内
  - (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。  
本工事は、次に掲げる建物の新築工事を施工する。なお、関連する電気設備工事、機械設備工事は別途発注される予定である。  
建物用途：学校（大学）  
構造・階数：鉄骨造（一部CFT造）、地上6階  
建物規模：建築面積2,930㎡、延べ面積14,778㎡  
敷地面積：243,660㎡（東山団地西地区）
  - (4) 工期 令和8年11月10日
  - (5) 使用する主要な資機材 生コンクリート約4,940㎥、鉄筋約510t、鉄骨約2,920t、板ガラス約2,290㎡
  - (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
  - (7) 本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システム

により行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページの電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札方式での申請・参加は原則認めない。ただし応札者にやむを得ない事情がある場合は、東海国立大学機構施設統括部施設企画課施設契約係に承諾願を提出して特別に認めるものとする。

## 7. 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあつては、競争参加資格の確認までに、機構長から共同企業体としての認定を受けていること。

- (1) 国立大学法人東海国立大学機構契約事務取扱細則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
- (3) 文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、900点）以上であること。

なお、当該競争参加資格については、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室の申請受付窓口において随時受け付けている。

- (4) 平成21年度以降に、元請として完成・引渡し完了した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
  - ① 単体又は共同企業体の代表者  
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の大学施設、研究施設、庁舎、病院又は事務所において、階数が3階以上かつ延べ面積が5,000㎡以上の新営工事
  - ② 共同企業体の代表者以外の構成員  
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の学校施設、研究施設、庁舎、病院又は事務所において、階数が2階以上かつ延べ面積が2,500㎡以上の新営工事
- (5) 共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業に

つき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満でも、同等として取り扱うことができるものとする。

- (6) 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。
- (7) 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- (8) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。
- (9) 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとする。
- (10) 単体又は共同企業体の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
  - ② 平成21年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記7(4)に掲げる同種工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (11) 当該機構長から「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」（令和2年4月1日施行）に基づく取引停止措置（以下、「取引停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
- (12) 上記6に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。設計共同体については各構成員又は当該構成員。以下同じ。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第13第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が

更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

② 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(ア) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているとき。

(イ) 役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているが否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

## 8. 設計業務等の受託者等

(1) 上記 7 (12) の「上記 6 に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社山下設計

(2) 上記 7 (12) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

## 9. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記7に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、機構長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記7(3)に掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も、開札のときにおいて上記7(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記7(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間 令和6年7月16日(火) から 令和6年7月26日(金)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで(ただし、最終日の令和6年7月26日(金)は、15時00分まで。)
- ② 提出場所 上記5に同じ。
- ③ 提出方法 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出先へ持参又は郵送(上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 上記7(4)の同種の工事の施工実績及び上記7(10)の配置予定技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 資料は次に従い作成すること。

なお、下記9(4)①の同種の工事の施工実績及び下記9(4)②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成・引渡が完了しているものに限り記載すること。

### ① 施工実績

上記7(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい(共同企業体で参加する場合は、構成員ごとに作成すること。)

### ② 配置予定の技術者

上記7(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び現在の他工事の従事状況を別記様式3に記載すること(共同企業体で参加する場合は、構成員ごとに作成すること。)。この場合においては、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することができる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることができる。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の

取下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては、取引停止措置を行うことがある。

③ 契約書（契約履行証明書）等の写し

別記様式2及び3に係る資料として、上記9（4）①及び②の同種の工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる契約書等（契約書、CORINS及び記載した工事の内容が判断できる図面）の写しを提出すること。

別記様式3に係る資料として、配置予定技術者が上記7（10）に掲げる資格を有することを判断できる資料及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

④ 資格の写し

上記9（4）②の配置予定技術者の資格の写しを提出すること。

⑤ 設計業務等の受託者との関連

上記8に基づき、別記様式4を作成すること（共同企業体で参加する場合は、構成員ごとに作成すること。）。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和6年8月5日（月）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、提出者に無断で競争参加資格の確認等本入札執行以外の目的に使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

10. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、機構長に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い（様式は任意）説明を求めることができる。

① 提出期限 令和6年8月5日（月）から令和6年8月21日（水）までの日曜日、土曜日、祝日及び機構の夏季一斉休業期間（令和6年8月13日（火）から令和6年8月16日（金）まで）を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の令和6年8月21日（水）は、15時00分まで。）。

② 提出場所 上記5に同じ

③ 提出方法 書面は持参により提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(2) 機構長は、令和6年8月23日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間 令和 6 年 8 月 5 日 (月) から令和 6 年 8 月 26 日 (月) までの日曜日、土曜日、祝日及び機構の夏季一斉休業期間 (令和 6 年 8 月 13 日 (火) から令和 6 年 8 月 16 日 (金) まで) を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで (ただし、最終日の令和 6 年 8 月 26 日 (月) は、15 時 00 分まで。)
  - ② 提出場所 上記 5 に同じ
  - ③ 提出方法 電子データ (word、excel 等編集可能な形式) にて、「5. 担当部局」に記載のメールアドレス宛に提出するものとする。
- (2) (1) の質問に対する回答書は電子メールで回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。
- ① 閲覧期間 令和 6 年 8 月 30 日 (金) から令和 6 年 9 月 6 日 (金) までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
  - ② 閲覧場所 上記 5 に同じ

#### 12. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和 6 年 9 月 9 日 (月) 9 時 00 分から 15 時 00 分まで
- (2) 入札場所 〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町  
東海国立大学機構施設統括部施設企画課
- (3) 開札日時 令和 6 年 9 月 10 日 (火) 9 時 30 分
- (4) 開札場所 入札場所に同じ。
- (5) その他 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、機構長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

#### 13. 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、機構長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

#### 14. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付。ただし、見積る入札金額 (税込み) の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付するものとする。ただし、東海国立大学機構契約事務取扱細則第 12 条の規程に掲げる入札保証金に代わる担保をもって入札保証金の納付に代えることができる (取扱法人 東海国立大学機構)。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。なお、期限までに入札保証

金の納付等（入札保証金の納付に変わる担保の保証及び入札保証金の全額が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を提出しない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の 100 分の 5 に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の 100 分の 30 に満たない者は、入札に関する条件に違反したものととして、その入札を無効とする。

- ① 提出期間 令和 6 年 8 月 5 日（月）から令和 6 年 9 月 9 日（月）までの日曜日、土曜日、祝日及び機構の夏季一斉休業期間（令和 6 年 8 月 13 日（火）から令和 6 年 8 月 16 日（金）まで）を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（ただし、最終日の令和 6 年 9 月 9 日（月）は、15 時 00 分まで。）。
- ② 提出場所 上記 5 に同じ。
- ③ 提出方法 書類の提出は、持参することとし、郵送によるものは認めない。
- ④ 減額変更 認めない。
- ⑤ 保証期間 令和 6 年 10 月 10 日（木）まで
- ⑥ 入札保証金の納付等又は書類が、別表 1 各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものととして、原則として当該入札保証金を納付した競争加入者の入札を無効とする。
- ⑦ その他 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

- (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 30 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に機構長を被保険者とする履行保証保険契約（契約額の 100 分の 30 以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と公共工事履行保証契約（契約額の 100 分の 30 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 15. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、第 1 回の入札書の提出に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにするものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書については、機構長（その補助者を含む。）が説明を求められることがある。また、工事費内訳書が別表 2 各項に該当する場合については、競争加入者心得第 30 第 12 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。
- (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであって、契約上の権利義務を生じるものではない。



## 16. 開札

開札は、上記 12 に掲げる日時及び場所において、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ただし、機構長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

## 17. 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載を行った者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、機構長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止措置を受けている者等、開札の時ににおいて上記 7 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

## 18. 落札者の決定方法

(1) 東海国立大学機構契約事務取扱細則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が東海国立大学機構契約事務取扱細則第 16 条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、東海国立大学機構契約事務取扱細則第 17 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の 1 を参照すること。

## 19. 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

20. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書等の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記7(10)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

21. 手続きにおける交渉の有無 無

22. 契約書の作成

別紙契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

23. 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき6回以内に支払うものとする。

24. 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約(共済その他これに準じる機能を有するものを含む。)をするものとする。

25. 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

26. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室 TEL03-5253-2111(大代表))に対して苦情を申し立てることができる。

27. 共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の特例

共同企業体の構成員の一部が、上記9(1)①に記述する申請書及び資料の提出期限から(5)に記述する期限の前日までの間に、指名停止措置を受けた場合については、以下のとおり特例として取り扱うものとする。

- (1) 当該共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに共同企業体を結成し、共同企業体としての申請書及び資料を提出することができるものとする。
- (2) (1)にかかわらず、残余の構成員は、指名停止措置を受けた会社に代わる構成員を補充せず、単体で申請書及び資料を提出することができるものとする。
- (3) (1)から(2)までの場合の申請書及び資料の提出が、構成員の一部が指名停止

を受けたこと以外の理由による場合は、これを認めない。

- (4) (1) から (2) までの場合の申請書及び資料の提出があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- (5) (1) から (2) までの場合の申請書及び資料の提出期限等について、以下のとおりとする。
  - ① 提出期限 令和 6 年 8 月 2 日 (金) 12 時 00 分
  - ② 提出場所 上記 5 に同じ
  - ③ その他 書面は持参により提出するものとし、郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。

28. 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 に同じ。

29. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに取引停止措置要領に基づく取引停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、上記 7 (10) の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 落札した総合建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (6) 入札説明書を入手した者は、これを本手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 本工事に共同企業体として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。(事業協同組合についても同様とする。)
- (8) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)を、参考資料(参考数量)として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書及び図面に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書及び図面に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書及び図面に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- ① 提出期間 令和 6 年 8 月 5 日 (月) から令和 6 年 8 月 26 日 (月) までの日曜日、土曜日、祝日及び機構の夏季一斉休業期間(令和 6 年 8 月 13 日 (火) から

令和6年8月16日（金）まで）を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の令和6年8月26日（月）は、15時00分まで。）。

- ② 提出先 上記5に同じ。
- ③ 提出方法 電子データ（word、excel 等編集可能な形式）にて、「5. 担当部局」に記載のメールアドレス宛に提出するものとする。
- ④ 回答期間 令和6年8月30日（金）から令和6年9月6日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
- ⑤ 回答場所 数量書に対する質問書への回答は、電子メールで回答するとともに、上記5にて閲覧に供する。

別表 1

## 入札保証金の納付等又は書類の確認事項

1. 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む）	(1)	入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証金である場合
	(3)	入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証金の記載が全くない場合
	(2)	様式を満たしていない場合
	(3)	白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合		

別表 2

## 工事費内訳書の確認事項

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

### 最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 東海国立大学機構契約事務取扱細則第 16 条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者に対し、同細則第 17 条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 統一基準における直接工事費の額に 10 分の 9.63 を乗じて得た額
- (2) 統一基準における共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 統一基準における現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 統一基準における一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

※統一基準とは、公共建築工事積算基準（統一基準）を指す。

2 入札の結果、最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、東海国立大学機構契約事務取扱細則第 17 条の規定に基づき調査を実施する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項